個人情報保護法について

個人情報保護法 とは

2003年に公布、2005年4月から全面施行 「個人情報の保護に関する法律」





個人情報の定義

建きている人

個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報のこと。



「個人情報を含む情報の集合物で、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」

個人情報データベース等

「個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの」

個人情報取扱事業者

「個人情報データベースなどを事業の用に供している者」

個人情報保護法第2条第5項





保有個人データ

個人情報取扱事業者が開示、訂正等の権限を有する個人データ

保有個人データに関しては、本人から請求があった場合、 訂正や削除をする責任を持つことになる

→どんなものがあるのか?

一般の個人情報

公知情報

氏名や住所など、日常的に公表しているもの



非公知情報

職業や学歴など、あえて秘密にはしないが、知られたくないもの

機微情報

思想、宗教、病歴、犯罪歴など、秘密にしたいもの。(センシティブ情報)



個人情報保護法の目的

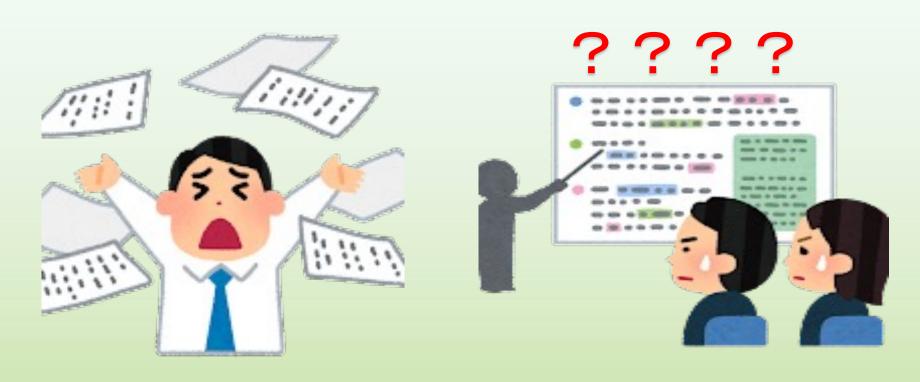
「この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」



個人情報保護法第1条より

正直難しすぎてよくわかりませんよね...

この法律が何をしたいのか、何を言おうとしているのか。



雑にまとめると

①インターネットなどが発達し、情報が飛び交う社会となった。

- ②個人情報の利用が拡大した。
- ③個人情報の漏洩の危険が増える。

(個人情報が漏れてしまうと不正利用や犯罪に巻き込まれる可能性が 考えられる)

4個人情報を法律で守ろう!

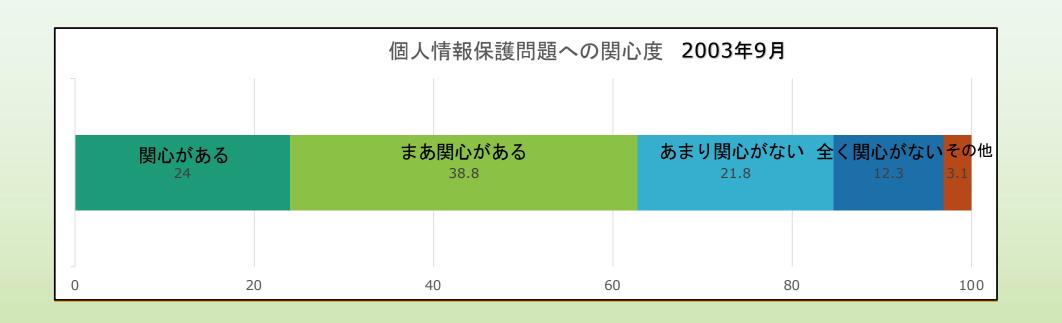




個人情報保護に関する世論調査

「関心がある」「まあ関心がある」 63% 「あまり関心がない」「まったく関心がない」 34%





要因

・個人情報の漏洩が頻繁に発生

- 個人情報の利用に関係したプライバシー侵害の増加

- 情報を取り扱う事業者への不安



2022年4月施行

個人情報保護法改正

世情の変化に伴い、個人情報保護法成立時点では想定していなかった権利侵害が...

「個人データの定義の拡大」「個人情報取扱事業者へ個人が行える請求の拡張」の2点から、個人の権利保護が強化された。

改正

「本人は、電磁的記録の提供による方法など個人情報取扱事業者の開示方法を指定でき、個人情報取扱事業者は、

原則として本人が請求した方法によって開示する義務を負う。 今回の改正では、本人が、保有個人データの利用停

止・消去・第三者への提供の停止を請求できる要件を緩和

し、本人の権利保護をより強化しました。」

→より便利に安全に!!

まとめ

高度情報社会の今、個人の情報を守ってくれる個人情報保護法は 大切なもの

時代の流れとともに人々の生活は変わっていく それに合わせ法律も変わっていく

正しい知識をつけ、自分の情報を守っていこう

